

第3回農地・農村部会 議事概要

- 1 日 時：平成25年11月20日（水） 15：00～16：05
 - 2 場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館6階）
 - 3 出席者：小田切徳美（明治大学農学部教授）、◎柏木斉（株式会社リクルートホールディングス取締役相談役（経済同友会 地方分権・道州制委員会委員長）、小早川光郎（成蹊大学法科大学院教授）、辻琢也（一橋大学大学院教授）、人羅格（毎日新聞論説委員）（◎は部会長）
 - 4 テーマ：農地転用に係る事務・権限の移譲関係、農地転用等に係る規制緩和関係
-

（1）冒頭、柏木部会長から、以下の発言があった。

○本日は、これまでのヒアリングと意見交換を基に作成した報告書（素案）について、意見交換していく。

（2）引き続き、事務局（地方分権改革推進室）から、報告書（素案）について、次のとおり説明があった。

○報告書（素案）は、10月29日と11月5日に開催された本部会での議論等について整理したもの。本日の議論を踏まえて、成案を得たいと考えている。

○報告書（素案）は、過去2回の専門部会（雇用対策部会、地域交通部会）と同様の形式であり、「これまでの経緯等」では、地方分権推進委員会以来の経緯や、本年9月の当面の方針における取扱い等を記載している。「所管省及び地方公共団体の意見」では、今回の検討過程における農林水産省及び地方公共団体の意見を記載している。「これまでの地方分権改革有識者会議における農地を巡る議論」は、有識者会議において実施した学識経験者ヒアリングや有識者会議議員の意見を整理したものである。「農地・農村部会の状況」では、第1回・第2回の会議における、関係者からのヒアリングの内容及び部会構成員の意見交換の状況等を記載している。「見直しの方向性等」は、これらの議論及びその後の関係者等との調整を踏まえて整理したものである。

○「見直しの方向性等」については、「(1)農地制度等に係る総論的な事項」として、「地方、とりわけ土地利用の実情に精通した市町村が、農地も含めて土地利用全般の権限と責任を担い、総合的なまちづくりに取り組めるようにしていく必要がある」との基本的な認識を掲げている。その上で「農地、とりわけ優良農地を確保していくことが重要であることは、国・地方を通じた共通の認識」としつつ、「国は、食料自給率の向上の観点から、農地の総量確保の仕組みをしっかりと構築することに責任を持つ一方、地方はその具体の執行や管理を担うこととし、個別の農地転用等に係る事務・権限についても、地方への権限移譲等を進めていくことが望ましい」としている。

○次に、「(2)農地転用に係る事務・権限の移譲関係」では、「農地転用に係る事務・権限については地方（最終的には市町村）に移譲を進めるとともに、国の関与については、これを廃止していくべきであり、このことは本部会の共通した認識である」としている。他方、「こうした見直しを進めていくに当たっては、農地の総量を確保する仕組みが、全体としてどのように機能しているか留意する必要がある」などとしている。以上の認識に立ち、当面、見直しを行うべきこととして「①農地転用に係る事務・権限については、地方の意見も踏まえつつ、平成21年の農地法等の一部を改正する法律附則第19条第4項に基づき、同法施行後5年（平成26年）を目途として、地方分権の観点及び農地の確保の観点から、農地の確保のための施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行うべきである」こと、「②上記①の検討の間においても、農地転用許可に係る事務が迅速かつ円滑に執行されるよう、農地制度等に係る課題について意見交換を行うため、国と地方公共団体が各地方で定期的に協議する場を設けるべきである」ことを挙げている。

○最後に、「(3)農地転用等に係る規制緩和関係」では、当面講じるべき措置として、「①農業の六次産業化の推進」の観点から、農家レストランについて国家戦略特区において要件緩和を行い、その効果を検証し、全国に適用にすることも検討すべきであること、農畜産物加工施設及び販売施設について要件緩和を行うべきこと。「②再生可能エネルギーの利活用の促進」として、再エネ法に基づき、原則転用できない第1種農地についても、再生可能エネルギー発電設備の設置を可能とすること、稲藁等のバイオマス施設の取扱いを明確にすべきこと。「③集落の維持等農業・農村の活性化」として、地方から個別具体的に支障事例が出てきたものを中心に、許可基準等を明確にすべきことを挙げている。

(3) 報告書（素案）に基づき、以下のとおり意見交換が行われた。

○「国と地方公共団体が各地方で定期的に協議する場」とは、具体的にどのようなイメージか。

⇒具体的な内容については、今後、農林水産省で検討される。事務局としてもフォローしていきたい。（事務局）

○「農地の総量を確保する仕組み」については、農地転用規制だけではなく、耕作放棄地対策や担い手確保の対策等も含めた、幅広い政策として捉えた表現に変えた方が適当な箇所がある。

○規制緩和関係について。許可基準等が不明確であると、所管省の解釈に依存せざるを得なくなる。基準を明確化することは、自治体が自主的な判断で機動的に土地利用を考えていくことに資するので、地方分権の観点から重要であるとの趣旨を書き込むべき。

○第30次地方制度調査会の答申を踏まえ、都道府県から指定都市へ農地転用に関する事務・権限を移譲すべきということを、「指摘があった」に留めることなく、当面の措置の中にも盛り込むべき。

⇒当面の措置の中の「実施主体の在り方」の中に指定都市への移譲の課題も含まれている。（事務局）

- 土地利用の在り方に関わる中長期の課題として、農地関連の税制の問題を盛り込むべき。
- 事務処理特例制度を活用して、都道府県から市町村へ分権が行われているケースが広がっている。こうした地方間分権の動きについても、評価する表現を加えるべき。
- 2 ha から 4 ha までの国協議の廃止について明記すべき。
- 最終的に市町村に農地転用の事務・権限が移譲された場合、市町村の農業委員会を強化すべきという論点が出てくる。
- 農業委員会を強化するのではなく、市町村が適正に土地利用できているかという点を強化すべき。都市計画の分野では、農業委員会のような制度がなくとも十分やれているため、今の農業委員会制度も、現状に合わせて抜本的に改革していくことが必要。
- これまでは、国や県が農地転用の権限を持つ中、地元の農業委員会が関与することで、全体のバランスを取るシステムになっている。今後、市町村が土地利用について主体的な役割を担うようになったとき、市町村自身がどのような調整システムを持つのかは大きな問題。その議論の中で農業委員会の在り方を考えていくべき。

(4) 最後に、柏木部会長から次の発言があり、閉会した。

- 報告書（素案）について、方向性としては概ね賛同いただけたと考えている。これまでの議論を踏まえ、報告書案の形に整理して構成員の方々に速やかに照会し、確認いただいた上で、農地・農村部会の報告書として取りまとめ、次回の地方分権改革有識者会議にて報告したい。
- 報告書（素案）については、本日の段階では非公表とし、公表については取りまとめ後とする予定である。

以上